平成２２年（フ）第１０００号
堺市堺区出島町１丁４番５号、前住所堺市美原区多治井291―16
債務者　十代　邦博
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　密　　克行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１００１号
堺市堺区出島町１丁４番５号、前住所堺市美原区多治井291―16
債務者　十代　光子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　密　　克行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９３２号
横浜市港南区港南２丁目５番12号　カーサクレモナ104
債務者　田中英達こと　田　　英達
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　献吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７４６号
大阪府豊中市東豊中町５－９－５　東豊中ローズハイツ408、住民票上の住所大阪府茨木市南春日丘６丁目５番38号の２
債務者　倉橋　　実
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板野　充倫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２０７号
京都府向日市寺戸町東田中瀬８番地の13
債務者　三宅　陽子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若松　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３２４号
熊本市戸島西６丁目12番２号、住民票上の住所熊本市花立３丁目３番15号
債務者　下田　博昭
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　光也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４２号
兵庫県揖保郡太子町上太田832番地１
債務者　森川　克巳
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　恵一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月13日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第２０９号
福岡県久留米市大善寺町宮本929番地３
債務者　大石　　寛
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花田　芳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３３２号
秋田県南秋田郡五城目町馬場目字帝釈寺42番地１
債務者　宮川　弘和
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　堯
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月14日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１６号
山梨県南アルプス市下宮地251番地、申立時住所山梨県南アルプス市曲輪田新田706番地13
債務者　吉田　武彦
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴山　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１７号
山梨県南アルプス市下宮地251番地、申立時住所山梨県南アルプス市曲輪田新田706番地13
債務者　吉田エドナ
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴山　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８５９号
神戸市東灘区深江北町３丁目10番22―106号
債務者　市原　寛子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　弘毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月６日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０８号
宮城県石巻市北上町女川字峯３番地３、前住所仙台市泉区泉ケ丘３丁目８番17号　レインボーⅢＢ201
債務者　藤原　夕子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　覚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第５２８号
大阪府和泉市池田下町1247番地の１－Ｂ101、前住所大阪府松原市小川４丁目19番７号
債務者　山本電気こと　山本　孝浩
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５７６号
大阪府和泉市内田町１丁目11番33号
債務者　関戸　利将
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５９３号
兵庫県芦屋市若宮町５番22号
債務者　田口ガラスこと　田口　信夫
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝崎　准一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１６３号
青森県三戸郡南部町大字坪渡字東あかね４番地25
債務者　髙橋るみ子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
青森地方裁判所八戸支部